

令和6年3月末で終了する 経過措置について (指定基準・県指定分)

宮城県長寿社会政策課運営指導班

感染症対策の強化

サービスの種類	義務付けの内容
・訪問系・通所系・短期入所系 ・福祉用具貸与(販売)・居住系	委員会の開催、指針の整備、研修の実施、 訓練(シミュレーション)の実施等
施設系	訓練(シミュレーション)の実施

業務継続に向けた取組の強化

〈全サービス対象〉

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務づける。

居宅療養管理指導:経過措置3年間延長(令和9年3月31日まで)

認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

<対象:訪問入浴介護・通所系・短期入所系・居住系・施設系>

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。

高齢者虐待防止の推進

<全サービス対象>

利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。

居宅療養管理指導：経過措置3年間延長（令和9年3月31日まで）

口腔衛生管理の強化

<対象:施設系>

口腔衛生管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生管理を行うことを求める。

栄養ケア・マネジメントの充実

<対象：施設系>

栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこととし、現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける(栄養士又は管理栄養士の配置を求める)とともに、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことを求める。